

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	ページ
(山城広域振興局)	51
○公共測量の終了	(用地課) 52
○港湾施設の供用廃止	(港湾企画課) 〃
公 告	
○令和6年度行政書士試験の合格者	(自治振興課) 〃
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局) 53

選挙管理委員会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	53
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃
雑 報	
○道路整備特別措置法に基づく料金徴収	54

告 示

京都府告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年1月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南山城村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づ

くり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南山城村役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年1月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南山城村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南山城村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南山城村役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第43号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第602号）が令和6年12月27日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和7年1月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市西京区大原野東境谷町1丁目地区の一部



京都府告示第44号

宮津港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、令和7年1月31日から供用を廃止するものの概要は、次のとおりである。

令和7年1月31日

宮津港港湾管理者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

供用を廃止する施設

種類	位置	名称	数量
水門	宮津市須津	須津	1基

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の規定により実施した令和6年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和7年1月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

受験番号	受験番号	受験番号
5110004	5110008	5110011
5110029	5110034	5110041
5110046	5110048	5110069
5110072	5110076	5110077
5110079	5110080	5110085
5110093	5110096	5110104
5110118	5110130	5110136
5110139	5110149	5110153
5110154	5110163	5110170
5110175	5110186	5110189
5110190	5110191	5110192
5110193	5110199	5110200
5110208	5110216	5110234
5110235	5110288	5110289
5110298	5110299	5110304
5110308	5110314	5110315
5110335	5110336	5110343
5110358	5110376	5110377
5110403	5110404	5110406
5110411	5110414	5110424
5110431	5110432	5110439
5110440	5110444	5110447
5110471	5110476	5110498
5110534	5110540	5110543
5110551	5110556	5110599
5110607	5110612	5110619
5110657	5110658	5110667
5110671	5110693	5110697
5110704	5110705	5110720
5110721	5110752	5110774
5110775	5110786	5110796
5110803	5110812	5110834
5110843	5110868	5110871
5110908	5110911	5110953
5110956	5110958	5110960
5110962	5110979	5110999
5111020	5111048	5111071
5111129	5111153	5111168
5111182	5111236	5111270
5111288	5111291	5111306
5111316	5111337	

選 挙 管 理 委 員 会

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年1月31日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マツヤスーパー
京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1
代表取締役 中山 博雄
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤスーパー伊勢田店
宇治市伊勢田町中ノ田55番地の3ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社マツヤスーパー 京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1 代表取締役 中山 博雄	株式会社マツヤスーパー 京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1 代表取締役 中山 博雄 ほか1業者	令 6.11.26	小売業を行う者の出店のため

- 2 届出年月日
令和6年12月26日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和7年1月31日から令和7年6月2日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

京都府選挙管理委員会告示第1号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年1月31日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

41,314人

京都府選挙管理委員会告示第2号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年1月31日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

358,209人

京都府選挙管理委員会告示第3号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年1月31日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29,816人
上	京 区	20,810人
左	京 区	40,730人

中 京 区	29,518人	宇治市及び久世郡	54,521人
東 山 区	9,324人	宮津市及び与謝郡	10,885人
山 科 区	35,910人	亀 岡 市	24,160人
下 京 区	21,563人	城 陽 市	20,938人
南 区	27,278人	向 日 市	15,613人
右 京 区	53,279人	長岡京市及び乙訓郡	27,219人
西 京 区	39,889人	八 幡 市	19,069人
伏 見 区	73,639人	京田辺市及び綴喜郡	23,674人
福 知 山 市	20,646人	京 丹 後 市	14,397人
舞 鶴 市	21,350人	南丹市及び船井郡	12,106人
綾 部 市	8,835人	木津川市及び相楽郡	33,392人

雑 報

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により、山陰近畿自動車道に係る料金を次のとおり徴収する。

令和7年1月31日

京都府道路公社
理事長 神 敏 郎

1 料金の額（通行1台1回につき 単位：円）

区間	車種 距離 (km)	軽自動 車等	普通車	中型車	大型車	特大車
宮津天橋立 I C ~ 京丹後大宮 I C	10.5	109.09	136.36	163.64	227.27	372.73

(注) 1 料金の額は、税抜き料金に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第42条の23に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。ただし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率改定に伴う料金の変動率が消費税等の改定率を超えないよう事前に近畿地方整備局長に届出を行うことで、10円未満の端数の切捨て又は切上げを行うことができる。）とする。

2 障害者割引

(1) 割引を適用する自動車等

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）、当該事務所を設置していない町村が設ける申込窓口、京都府道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、京都府道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車等（当該自動車等が ETC システム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、京都府道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカード（省令第2条第2項の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告した ETC システム利用規程（以下「利用規程」という。）に規定する ETC カードをいう。）と車載器（利用規程に規定する車載器をいう。）をともに使用

する場合に限る。)

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車等のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車等（営業用の自動車等を除く。）で、京都府道路公社が別に定めるもの

(イ) 重度障害者（手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第3に定める障害の程度に基づき京都府道路公社が別に定める者をいう。以下同じ。）又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車等を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車等（営業用の自動車等を除く。）であつて、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転し、及び日常生活の用に供するもののうち、京都府道路公社が別に定めるもの

イ アに掲げる自動車等以外の自動車等（京都府道路公社が別に定める要件を満たすものに限る。)

(2) 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

3 通勤時間帯割引

(1) 割引を適用する自動車等

E T Cシステムを利用して、無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付が行われる自動車等（無線通信により通行しようとしたにもかかわらず、無線通信ができなかった場合にあつては、無線通信により通行したものとみなす。）のうち、(2)のアの表に定める時間帯に山陰近畿自動車道の宮津天橋立本線料金所を通行する自動車等（当該自動車等が次に掲げる道路内の出入口相互間を通行する場合に限る。）。ただし、障害者割引の適用を受ける自動車等を除く。

ア 名神高速道路（蒲生スマート I C（(仮称)黒丸スマート I Cが供用された場合にあつては、(仮称)黒丸スマート I C）より小牧 I C方面の区間を除く。）

イ 新名神高速道路（甲賀土山 I Cより四日市 J C T方面の区間を除く。）

ウ 山陽自動車道（赤穂 I Cより下関 J C T方面の区間を除く。）

エ 中国自動車道（佐用 I Cより下関 I C方面の区間を除く。）

オ 山陰近畿自動車道

カ 京都縦貫自動車道

キ 京奈和自動車道

ク 西名阪自動車道

ケ 近畿自動車道

コ 阪和自動車道

サ 湯浅御坊道路

シ 舞鶴若狭自動車道（小浜 I Cより敦賀 J C T方面の区間を除く。）

ス 播磨自動車道

セ 関西空港自動車道

ソ 関西国際空港連絡橋

タ 京滋バイパス

チ 第二京阪道路

ツ 堺泉北道路

テ 南阪奈道路

(2) 割引率

ア 時間帯に応じた割引

次の表のとおりとする。ただし、割引率を乗じて得た割引額は、10円単位とする。

時 間 帯	割 引 率
7：00以後～9：00前	20%
17：00以後～19：00前	

イ 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由からアに定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に近畿地方整備局長に

届け出るものとする。

4 企画割引

収支計画に支障のない範囲内で、次の割引を実施することができるものとする。

- (1) 割引を適用する自動車等
個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。
- (2) 割引率
個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。
- (3) 実施する期間
実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。
- (4) 適用区間
個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- (5) 事前の届出
個々の企画割引ごとに(1)から(4)までの詳細について、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

5 社会実験への料金適用についての特別措置

収支計画に支障のない範囲内で、次の措置を実施することができるものとする。

- (1) 特別措置を適用する自動車等
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適宜設定する。
- (2) 特別措置の内容
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適宜設定する。
- (3) 実施する期間
実施する期間を個々の社会実験ごとに適宜設定する。
- (4) 適用区間
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- (5) 事前の届出
個々の社会実験ごとに(1)から(4)までの詳細について、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

6 自動車等の種類

別表のとおり

2 料金の徴収期間

令和7年4月1日から30年間

表 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	ア 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	イ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ウ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（イに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	エ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	オ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、アに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものとの連結車両をいう。
中型車	カ 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のものをいう。

	キ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	ク けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	アに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両及びウ又はエに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。
大型車	ケ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（カに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の運行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下でかつ車両の長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のものをいう。
	コ 乗合型自動車（路線を定めて定期又は臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8トン以上のもので、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	サ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ウ又はエに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、カ又はキに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が1のものとの連結車両及びケ又はコに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。
特大車	シ 普通貨物自動車（4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ケに該当するものを除く。）をいう。
	ス 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。
	セ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので（コに該当するものを除く。）をいう。
	ソ 連結車両（その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（オ、ク又はサに該当するものを除く。）をいう。